

Press Release

平成27年4月30日 (照会先) 品質管理部長 田中 章夫

経営企画部広報室 (電話直通 03-5344-1110)

(電話直通 03-6892-0752)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成27年3月分)について

平成27年3月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

I 概要

日本年金機構(本部及び年金事務所等)における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故(社会保険庁時代のものを含む。)について、3月に本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた334件(市区町村において発生した2件、委託業者等が発生させた25件を含む。)のうち、公表可能な304件(システム事故57件を含む。)について、その概要を日本年金機構158件と掲載しています。

Ⅱ 状況

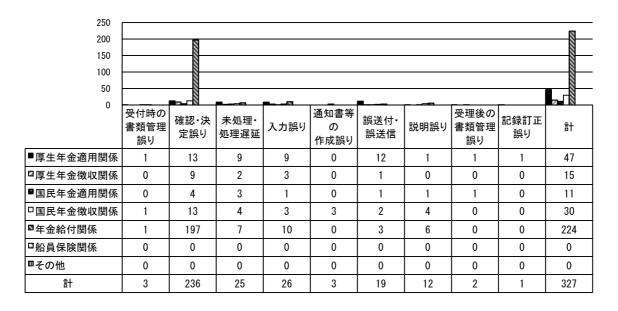
事務処理誤りについては $1 \sim 7$ 、システム事故については8のとおりです。

1 発生年度別・判明年度別内訳

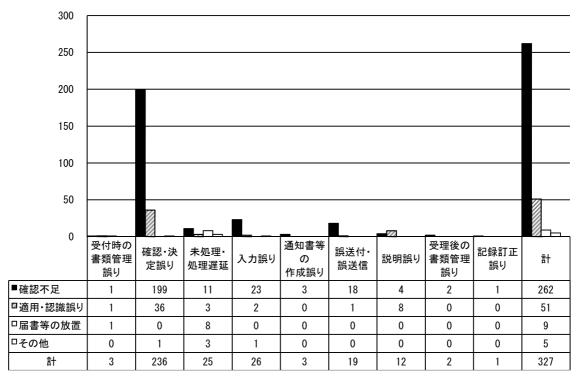
	平成21年度 判明	平成22年度 判明	平成23年度 判明	平成24年度 判明	平成25年度 判明	平成26年度 判明	計
平成26年度発生						70(20)	70(20)
平成25年度発生					5(1)	18(4)	23(5)
平成24年度発生				3	5(1)	5(1)	13(2)
平成23年度発生			1	0	0	6	7
平成22年度発生		0	1	0	0	3	4
平成21年度以前発生							
(機構発足後)	0	0	0	0	1	1	2
(社会保険庁時代)	0	0	2	17	57	105	181
計	0	0	4	20	68(2)	208(25)	300(27)

※()内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

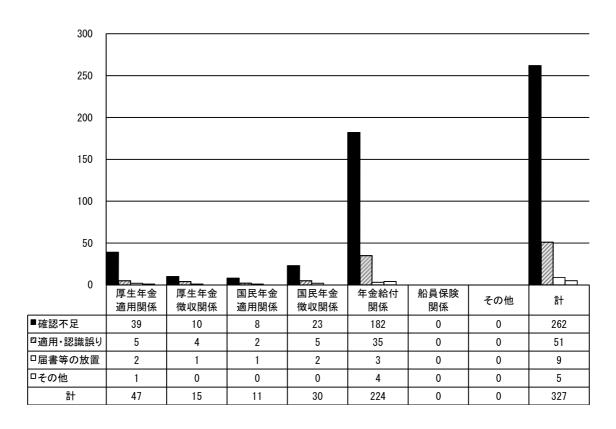
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



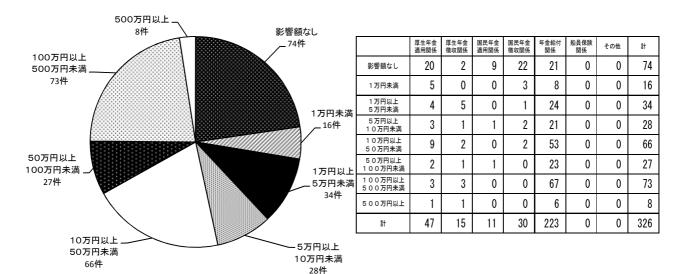
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

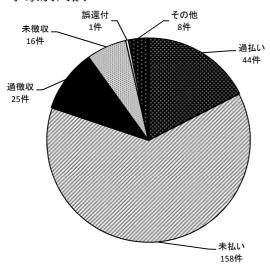


5 影響額別內訳



(注)影響金額が「整理中」である1件を除く。

6 事象別内訳



事象	合計金額	平均金額		
過払い	30, 036, 565	682, 649		
未払い	232, 189, 890	1, 469, 556		
過徴収	5, 219, 996	208, 799		
未徴収	6, 740, 295	421, 268		
誤還付	28, 164	28, 164		
その他	20, 118, 926	2, 514, 865		
計	294, 333, 836	1, 167, 991		

- (注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。
- (注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。
- (注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過徴収と未払いがある件	1件	158, 472
過徴収と過払いがある件	3件	389, 986
未徴収と過払いがある件	1件	464, 231
過徴収と未徴収がある件	1件	1, 470, 866
未徴収と未払いがある件	1件	7, 498, 959
未払いと過払いがある件	1件	10, 136, 412

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	237件	72. 5%
外部	90件	27. 5%
計	327件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2011年3月9日	農林共済年金受給者の配偶者に対する振替加算の未払い	98名	未払い	1,483,000
2007年3月15日	厚年被保険者記録の種別変更に係る被保険者月数の減 少に伴う未払い	5名	未払い	17,192
2009年6月15日	支払機関変更届提出契機による支払保留解除が行われないことに伴う未払い	2名	未払い	3,933,697
2003年4月15日	年金額の改定経緯の誤収録に伴う加給年金の未払い	1名	未払い	686,496
2011年11月1日	「住民票コードの収録に関するお知らせ」の作成漏れ	2,015名	-	0
2011年6月15日	平成23年4月の年金額改定処理誤り	19名	過払い	112,480
2008年6月10日	支給額変更通知書の送付誤り	4,522名	-	0

⁽注)システム事故の詳細は、別添「日本年金機構の平成27年3月分のシステム事故一覧」を参照して下さい。

〇日本年金機構の平成27年3月分の事務処理誤り一覧(1~45ページ)

1. 厚生年金適用関係 ········· 1P 整理番号	1 ~ 47
2. 厚生年金徴収関係 ······· 11P 整理番号	48~62
3. 国民年金適用関係 ······· 15P 整理番号	63~73
4. 国民年金徴収関係 ······· 18P 整理番号	74~99
5. 年金給付関係 ······ 25P 整理番号	100~296
6. 事務処理遅延等のブロック本部における公表 45P 整理番号	297

〇日本年金機構の平成27年3月分のシステム事故一覧(46~47ページ)

1.厚生年金適用関係

整理番号	–	誤9区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の 誤り	確認・決定誤り	福岡	東福岡	1977年 3月1日	2014年 5月23日	○お客様から資格取得年月日が誤っているとの問合せがあり、持参された資格取得届の事業所控えを確認したところ、資格取得届の入力誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●年金記録の訂正手続きを行っていただいた上で、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,000
2			大分	事務センター	2014年 11月11日	2015年 1月27日	○事業所から保険料が合わないとの問合せがあり、資格取得届 (磁気媒体CD)を処理した際にエラーが発生したにもかかわらず、適切な補正を行わなかったことで、同一被保険者を二度登録する重複処理となったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●重複処理となっていた記録は取消処理を行いました。 ●担当部署において、エラー項目の補正については、マニュアルに基づいて行うよう周知徹底しました。	1事業所 1名	過徴収	34,543
3		入力誤り	島根	松江	2006年 4月12日	2014年 9月1日	○事業所から被保険者の標準報酬月額について問合せがあり、 平成18年当時の資格取得届を確認したところ、標準報酬月額を 誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、正しい内容の決定通知書を 送付しました。 ●担当部署において、適切な事前審査と入力後のチェックをを複 数人で行うことを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	9,040
4		未処理·処理遅延	奈良	奈良	2009年 6月17日	2013年 9月24日	○お客様から厚生年金保険の加入状況について問合せがあり、 新規適用時に提出された、国民健康保険組合に加入している被 保険者の資格取得届が処理漏れとなっていることが判明しまし た。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●処理に必要な前年度以前の算定基礎届を提出いただき、資格 取得届と合わせて入力処理を行いました。 ●担当部署において、届書と処理結果の確認及び処理不要時は 事績を残すことを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	393,593
5		受付時の書類管理誤 り	東京	練馬	2013年 7月5日	2014年 5月9日	○事業所から被保険者の住所変更届の提出があった際に、当該被保険者の資格取得届を窓口受付時にお客様の控えとともに誤ってお返ししていたため、処理漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の入力処理を行いました。 ●担当部署において、窓口において控えをお客様に渡す際には、お客様とともに確認を行うよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	705,167

1

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
6	資格喪失届の 誤り	未処理・処理遅延	愛媛	事務センター	2013年 9月16日	2014年 9月8日	○事業所から算定基礎届未提出者の通知に資格喪失済みの者が記載されているとの問合せがあり、資格喪失届が処理漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の入力処理を行いました。 ●担当部署において、委託票の作成時には作成者以外の職員によるダブルチェックと届書の枚数確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	455,928
7			東京	事務センター	2014年 7月9日	2015年 2月6日	○事業所から、資格喪失した被保険者について、保険者算定の 決定通知書が送られてきたとの問合せがあり、委託業者の資格 喪失届の入力漏れが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の入力処理を行いました。 ●委託業者に対し、処理時に対象者の抽出に漏れがないよう周 知しました。	1事業所 1名	過徴収	530,508
8	健康保険被扶 養者異動届の 誤り	入力誤り	香川	事務センター	2015年 1月28日	2015年 2月2日	○事業所から保険証の性別が相違しているとの問合せがあり、被 扶養者異動届の性別の入力誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、正しい内容の保険証の発送を全国健康保険協会に依頼するとともに、誤った内容の保険証を回収しました。 ●委託業者に対し、入力後の点検を徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	_	0
9	算定基礎届の 誤り	確認・決定誤り	石川	事務センター	2014年 9月3日	2015年 1月16日	○事業所から保険料額についての問合せがあり、算定基礎届の 訂正届の処理漏れが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について増額調整しました。 ●担当部署において、重複して提出された届書について内容をよ く確認し、訂正入力が必要か確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 11名	未徴収	40,182
10		入力誤り	東京	事務センター	2012年 9月25日	2014年 5月2日	○お客様からねんきん定期便に記載された標準報酬月額について問合せがあり、算定基礎届の平均額を一桁誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様及び事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について増額調整しました。 ●委託業者に対して、入力処理後のチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未徴収	2,248,790
11			徳島	徳島南	1995年 9月6日	2014年 6月6日	○事業所から、標準報酬月額が厚生年金基金の記録と相違しているとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届の入力誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●お客様から年金額の再計算についての承諾書を受理し、年金額の訂正を行いました。 ●担当部署において、入力後届書と処理結果の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	158,472

整理番号	*****	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象∙対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
12	算定基礎届の入力		福井	事務センター	2014年 7月23日	2014年 8月12日	○年金事務所から標準報酬月額について問合せがあり、委託業者が算定基礎届を入力した際に、標準報酬月額の入力誤りがあったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行ったうえで、正しい内容の決定通知書を送付しました。 ●委託業者に対し、届書と処理結果の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	_	0
13			京都	事務センター	2013年 7月17日	2014年 6月12日	○お客様から在職老齢年金の停止について問合せがあり、前年度の算定基礎届について、算定の基礎となる報酬月額の合計額の記入誤りに気付かず入力していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、支給停止となっていた年金についてはさかのぼって支払いが行われました。 ●担当部署において、審査時に記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,259,242
14			北海道	事務センター	2013年 8月9日	2014年 10月9日	○事業所から前年度の算定基礎届における標準報酬月額について問合せがあり、算定基礎届の標準報酬月額を一桁誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分については、増額調整を行いました。 ●担当部署において、届書の審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	1,398,382
15			滋賀	事務センター	2014年 8月20日	2014年 10月10日	○お客様から年金の受給額について問合せがあり、算定基礎届の標準報酬月額を一桁誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について、減額調整を行いました。支給停止となっていた年金についてはさかのぼって支払いが行われました。 ●担当部署において、事前審査及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	75,691
16			東京	品川	2012年 9月7日	2014年 11月20日	○事業所から標準報酬月額が相違しているとの問合せがあり、休職給についての確認不足による、算定基礎届の標準報酬月額の決定誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、年金を受給されているお客様については再裁定の手続きを行っていただきました。 ●担当部署において、審査の際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 8名	その他	321,719

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
17	算定基礎届の誤り	入力誤り	群馬	前橋	2012年 8月2日	2014年 11月21日	○事業所から標準報酬月額が相違しているとの問合せがあり、支払基礎日数についての確認不足による算定基礎届の標準報酬月額の決定誤りが判明しました。 ●担当者が事業所及び被保険者にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分については減額調整しました。 ●担当部署において、審査の際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	48,632
18	- 未処理·処理返		北海道	事務センター	2013年 8月15日	2014年 11月25日	○年金事務所から、事業所調査時に標準報酬月額に疑義が生じたとの問合せがあり、算定基礎届の訂正処理の際、訂正する年度を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●あらためて訂正処理を行い、保険料の差額分については増額調整し、過払いの年金については返納の手続きをしていただきました。 ●担当部署において、審査の際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	464,231
19		未処理・処理遅延	大阪	枚方	2014年 8月28日	2014年 11月27日	○事業所から、算定基礎届を提出したにもかかわらず、保険者算定の決定通知書が送られてきたとの問合せがあり、処理未了の届書が処理済みの届書に混在したことによる、算定基礎届の入力漏れが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の入力処理を行いました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムへの確実な登録及び届書の管理の徹底を周知しました。	1事業所 20名	_	0
20	賞与支払届の 誤り	入力誤り	広島	事務センター	2010年 1月4日	2014年 11月5日	○お客様から標準賞与額について問合せがあり、賞与支払届の標準賞与額を一桁誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、過払いの年金については、返納の手続きを行っていただきました。 ●担当部署において、賞与額にマーカーを引くなど入力時の注意と、入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	642
21	7	未処理・処理遅延	岐阜	美濃加茂	2013年 10月1日	2014年 9月22日	 ○算定基礎届の処理を行うにあたり資格記録を確認した際、高齢任意加入者の賞与支払届が処理漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の入力処理を行い、年金記録の訂正手続きを行っていただきました。 ●担当部署において、記録の確認、確認結果の管理職への報告及び関係部署との連携の実施を徹底しました。 	2事業所 2名	未徴収	56,127

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
22	賞与支払届の誤り	未処理・処理遅延	東京	足立	2008年 7月22日	2014年 2月13日	○事務センターから届書の入力状況について確認依頼があり、確認したところ、年金裁定中のため賞与支払届の入力ができなかったため、裁定後に入力しなければならないにもかかわらず、入力漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の入力処理を行い、再裁定手続きを行いました。 ●担当部署において、届書の処理状況の管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	100,146
23	育児休業取得 者申出書の誤り	未処理·処理遅延	徳島	事務センター	2014年 9月24日	2014年 10月21日	○事業所から保険料額について問合せがあり、2名分の育児休業取得者申出書を正副2部の1名分の届書と思い込んでホチキス留めしたことにより、1名分が処理漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行いました。 ●担当部署において、複写式の届書については審査時に氏名の確認と、受付進捗管理システムによる未処理届書の確認を確実に行うことを徹底しました。	1事業所 1名	_	0
24	厚生年金適用 関係届書等の 誤り	未処理・処理遅延	長崎	事務センター	2013年 11月25日	2014年 6月25日	○事務室内の書類保管状況の点検を行った際、入力処理後に決 裁未了のまま保留されている届書が発見され、内容を確認したと ころ、不備のある届の返戻や決定通知書の送付が未対応となっ ていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。未送付 の決定通知書について送付しました。 ●内容に不備のある届書は文書等で照会を行い、処理を完了しました。 ●担当部署において、書類保管状況の確認及び受付進捗管理シ ステムへの確実な登録を周知しました。	13事業所 14名	_	0
25		受理後の書類管理誤 り	東京	練馬	2014年 7月1日	2014年 11月19日	○社会保険労務士から、算定基礎届未提出者の勧奨状に資格喪失者が記載されているとの問合せがあり、資格喪失届を受付進捗管理システムに登録しないまま、控えと誤って返戻していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行いました。 ●担当部署において、控えを送付する際は内容の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	354,011
26	適用事業所関係の誤り	未処理·処理遅延	東京	渋谷	1989年 5月1日	2012年 12月17日	○会計事務所から保険料について問合せがあり、確認したところ、厚生年金基金を脱退しているにもかかわらず、基金脱退の処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●基金脱退の処理を行い、4名の被保険者は年金受給者であったため再裁定処理を行いました。 ●担当部署において、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 4名	その他	7,498,959

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
27	厚生年金適用 関係届書等の 処理漏れ	記録訂正誤り	群馬	高崎広域事務センター	2013年 10月8日	2014年 8月27日	○遡及して提出された70歳喪失届を登録し、算定基礎届の入力処理を行う際、前年の算定記録を取り消した後に再度算定記録を登録しなければならないところ、登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、差額の保険料については増額調整しました。 ●委託業者に対し、入力処理後に記録の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未徴収	10,945
28	資格取得取消 の誤り	確認・決定誤り	東京	事務センター	2014年 6月4日	2014年 11月28日	○被保険者住所変更届の入力処理の際、重複して届出された資格取得届の取消処理を誤ったため、その後に提出された月額変更届などの届書がエラーとなり、訂正処理ができていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理ができていなかった届書について処理を行ったうえで、差額の保険料については増額調整しました。 ●担当部署において、重複した届書は原則返戻することとし、返戻せずに事業所へ照会する場合は必ず事跡を正確に残すことを周知しました。	1事業所 1名	未徴収	240,696
29	確認請求書の 誤り	確認・決定誤り	福岡	博多	2014年 8月22日	2014年 9月17日	○他年金事務所から資格取得日について問合せがあり、資格取得確認請求書の提出があった際、誤った日付で資格取得年月日訂正を説明し、届書を受理したことが判明しました。 ●担当者がお客様及び事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●資格取得日の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得確認請求書が提出された場合の、資格取得年月日が遡及する際の取扱いについて周知しました。	1事業所 1名	未徴収	50,695
30	介護保険適用 除外等非該当 届の誤り	入力誤り	愛媛	事務センター	2014年 10月1日	2014年 10月15日	○事業所から保険料について問合せがあり、被扶養者の介護保 険適用除外等非該当届を、誤って被保険者のものとして入力して いたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分は減額調整しました。 ●担当部署において、届書処理時及び処理結果の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	333,972
31	高齢任意加入 の誤り	説明誤り	大阪	八尾	2014年 6月9日	2014年 8月26日	○事務センターから、裁定請求をされたお客様の厚生年金記録について問合せがあり、厚生年金保険の70歳到達による資格喪失及び高齢任意加入の手続きについて、説明しなければならないところ、説明を漏らしたため、お客様から届出がされていないことが判明しました。 ●お客様から高齢任意加入にかかる届書を提出していただきました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	_	0

整理番号		誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
32	住所変更届の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域事務センター	2012年 6月25日	2014年 7月23日	○お客様から、別人の国民年金の勧奨文書が送付されてきたとの問合せがあり、住所変更届の処理を行った際、基礎年金番号の確認不足により、別人の住所に変更していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時及び届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	_	0
33	社会保障協定 適用証明書の 誤り	確認・決定誤り	香川	事務センター	2014年 10月23日	2014年 11月27日	○機構本部から連絡があり、担当者の確認不足により、社会保障協定適用証明書を誤った承認期間で発行していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●事業所からの申請内容が誤っていたこともあり、訂正届の提出とともに誤った証明書を返却していただき、正しい証明書を送付しました。 ●担当部署の朝礼において、社会保障協定適用証明書の承認期間について再確認しました。	1事業所 1名	_	0
34	年金手帳の送 付誤り	誤送付·誤送信	兵庫	事務センター	2014年 1月30日	2014年 2月4日	○社会保険労務士から従業員でない者の年金手帳が送付されてきたとの問合せがあり、年金手帳の誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所及び受託社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付すべき事業所宛に送付しました。 ●委託業者に対して、封入・封緘時にダブルチェックを徹底するよう指導しました。	3事業所 2名	_	0
35	厚生年金適用 関係届書(写し) の送付誤り	誤送付·誤送信	神奈川	港北	2014年 4月22日	2014年 4月23日	○事業所から他社の届書の写しが送付されてきたとの問合せがあり、送付時の確認不足による住所変更届と資格喪失届のそれぞれの写しの誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した届書の控えを回収し、本来送付すべき事業所宛に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時にダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 3名	_	0
36	厚生年金適用 関係届書の送 付誤り	誤送付·誤送信	香川	事務センター	2014年 6月13日	2014年 6月16日	○社会保険労務士より業務を受託していない事業所の算定基礎届が送付されてきたとの問合せがあり、封入・封緘時の送付先と送付物の確認不足による誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所及び受託社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した届書を回収し、本来送付する受託社会保険労務士にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘前の確認を2名以上で確実に行うことを指導しました。	1事業所 11名	_	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
37	厚生年金適用 関係届書の送 付誤り	誤送付·誤送信	香川	事務センター	2014年 6月13日	2014年 6月18日	○社会保険労務士より業務を受託していない事業所の算定基礎届が送付されてきたとの問合せがあり、封入・封緘時の送付先と送付物の確認不足による誤送付が判明しました。●担当者が事業所及び受託社会保険労務士にお詫びの上説明	1事業所	_	0
38			香川	事務センター	2014年 6月13日	2014年 6月19日	し了承を得ました。 ●誤って送付した届書を回収し、本来送付する受託社会保険労務士にお渡ししました。 ・●委託業者に対し、封入・封緘前の確認を2名以上で確実に行う	1事業所 2名	_	0
39			香川	事務センター	2014年 6月13日	2014年 7月3日	● 安乱来省に対し、封入・封練前の確認で2名以上で確実に引力 ことを指導しました。	1事業所 1名	_	0
40			和歌山	事務センター	2014年 11月21日	2014年 11月27日	○事業所から別の事業所の賞与支払届が送付されたとの問合せがあり、封入・封緘時の送付先と送付物の確認不足による、賞与支払届の誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した賞与支払届を回収し、本来送付する事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘前の確認を2名以上で確実に行うことを指導しました。	2事業所 12名	_	0
41			愛媛	事務センター	2014年 11月27日	2014年 12月8日	○社会保険労務士より、業務を受託していない事業所の賞与支払届が送付されたとの申し出があり、封入・封緘時の送付先と送付物の確認不足による、賞与支払届の誤送付が判明しました。 ●担当者が受託社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した賞与支払届を回収し、本来送付する社会保険労務士宛に送付しました。 ●委託業者に対して作業手順の検証を指示し、再発防止策が提出されました。	1事業所	_	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
42	厚生年金適用 関係通知書等 の送付誤り	誤送付•誤送信	新潟	上越	2014年 12月8日	2014年 12月10日	○社会保険労務士から、業務受託契約を解除した事業所の書類が送付されてきたとの問合せがあり、事業所に送付すべき被保険者標準報酬改定通知書を社会保険労務士に対して送付したことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した決定通知書を回収し、本来送付する事業所宛に送付しました。 ●担当部署において、届書に記載されている送付先と通知書の確認の徹底を周知しました。	1事業所 2名	_	0
43			群馬	高崎広域事務センター	2014年 12月16日	2014年 12月19日	○事業所から書類の返送があり、封入・封緘時の確認不足による、被保険者標準報酬決定通知書の誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●返送された書類を、本来送付する事業所宛に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘前の確認を2名以上で確実に行うことを指導しました。	1事業所 1名	-	0
44			滋賀	事務センター	2014年 11月27日	2014年 12月22日	○社会保険労務士から、業務を受託していない事業所の被保険者標準報酬決定通知書が送られてきたとの問合せがあり、封入・封緘時の確認不足による、被保険者標準報酬決定通知書の誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した決定通知書を回収し、本来送付する事業所宛に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘前の確認を2名以上で確実に行うことを指導するとともに改善報告書を提出させました。	1事業所	_	0
45			兵庫	事務センター	2015年 1月8日	2015年 1月16日	○事業所から別の事業所の標準賞与額決定通知書が送られてきたとの問合せがあり、封入・封緘時の確認不足による、標準賞与額決定通知書の誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した決定通知書を回収し、本来送付する事業所宛に送付しました。 ●委託業者に対し、作業手順の再徹底と改善報告書の提出を指示するとともに、封入・封緘前の確認を2名以上で確実に行うことを指導しました。	5事業所	_	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
46	二以上事業所 勤務届の誤り	確認・決定誤り	群馬	前橋	2011年 6月14日	2014年 8月25日	 ○第三者委員会のあっせん事案について書類を確認したところ、基金加入事業所であるにもかかわらず、一般事業所として特例納付保険料を算出していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●過徴収となった保険料について還付手続きを行っていただきました。 ●担当部署において、作業時の相互確認の徹底を周知しました。 	1事業所	過徴収	4,851
47		入力誤り	滋賀	草津	2014年 10月9日	2014年 10月28日	○二以上事業所勤務者の保険料の確認を行った際、磁気媒体で処理を行う算定基礎届のデータ登録時に不具合が発生し、算定基礎届が入力漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●入力処理を行い、保険料の差額分は増額調整しました。 ●担当部署において、審査の際の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	852

2 . 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
48	二以上事業所 勤務届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松東	2014年 4月2日	2014年 6月19日	○担当部署において適用事業所一覧を確認していた際、適用事業所の所在地変更に伴う管轄年金事務所変更の際に、二以上事業所勤務者の保険料の登録の入力が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び受託社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●管轄変更前の年金事務所及び管轄変更後の年金事務所でそれぞれ訂正処理を行いました。 ●担当部署において、管轄変更時の確認項目の再徹底を図りました。	1事業所 1名	過徴収	83,322
49			滋賀	大津	2013年 10月7日	2014年 10月2日	○二以上事業所勤務者の保険料を確認していたところ、前年の保険料を登録した際に保険料計算を誤って登録していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び受託社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分については調整しました。 ●担当部署において、審査の際の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	その他	1,470,866
50			福井	武生	2014年 5月8日	2014年 10月6日	 ○二以上事業所勤務者にかかる算定基礎届入力後の保険料の確認を行った際、月額変更届の処理に誤りがあったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分については減額調整しました。 ●担当部署において、審査の際の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	5事業所 2名	過徴収	24,684
51			北海道	苫小牧	2011年 11月26日	2014年 10月9日	○二以上事業所勤務者にかかる算定基礎届入力後に保険料の確認を行った際、遡及保険料の調整処理の際に修正額の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び受託社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の還付手続きを行いました。 ●担当部署において、審査の際の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	103,428

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
52	二以上事業所 勤務届の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	川内	2014年 3月27日	2014年 10月16日	○二以上事業所勤務者の保険料の確認を行った際、資格喪失届の処理に伴う保険料の調整処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の還付手続きを行いました。 ●担当部署において、二以上勤務者関係のリストに出力された被保険者について必ず複数で確認し、保険料登録等が行われているか確認を徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	過徴収	1,232,853
53			栃木	宇都宮西	2014年 9月5日	2014年 11月18日	 ○二以上事業所勤務者の保険料の確認を行った際、9月からの保険料率変更による保険料登録の処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料については翌月の保険料で減額調整しました。 ●担当部署において、審査の際の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	2事業所	過徴収	12,333
54		入力誤り	北海道	苫小牧	2010年 12月6日	2014年 10月20日	 ○二以上事業所勤務者の保険料の確認を行った際、保険料を一桁少なく登録していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分は増額調整しました。 ●担当部署において、審査の際の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1事業所	未徴収	1,344,000
55			東京	渋谷	2014年 4月11日	2014年 9月29日	○二以上事業所勤務者の保険料登録後の点検の際に、介護保 険料率改定に伴う保険料額の修正を漏らしていたことが判明しま した。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について調整しました。 ●担当部署において、審査の際の確認及び入力処理後のダブル チェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	11,117

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
56	納入告知書の 送付誤り	誤送付・誤送信	東京	事務センター	2014年 9月20日	2014年 10月3日	○事業所から他事業所の納入告知書が送付されたとの問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●納入告知書は、誤って送付された事業所から本来送付する事業所に直接渡されました。 ●委託業者に対し、封入・封緘前の確認を2名以上で確実に行うことなど職員の再教育と作業監督者による最終確認を指導しました。	2事業所	_	0
57	保険料調査決 定時の誤り	確認・決定誤り	京都	上京	2014年 2月27日	2015年 1月28日	 ○第三者委員会のあっせんにより訂正した記録を再確認していた際、記録補正誤りがあったため、特例納付保険料の金額が誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、過徴収となった保険料については還付いたしました。 ●担当部署において、審査時におけるチェック及び入力後の処理結果のチェックを徹底するよう周知しました。 	1事業所 7名	過徴収	312,073
58	還付請求書の 誤り	確認・決定誤り	静岡	事務センター	2014年 9月17日	2014年 10月17日	 ○保険料還付金の振込不能データを確認していた際に、確認不足により、振込不能となっていた同じデータを2回支払登録し、誤って還付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って還付した保険料について、返納していただきました。 ●担当部署において、登録した際の登録画面の確認及び決裁時の確認を徹底するよう周知しました。 	1事業所	誤還付	28,164
59			兵庫	事務センター	2014年 10月1日	2014年 11月6日	○お客様から保険料の還付金の振込について問合せがあり、保 険料還付請求書のデータの登録漏れ及び誤登録により、保険料 還付金が未払い及び過払いになっているものがあることが判明しました。 ●担当者がお客様及び事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って還付した保険料について、返納していただき、未払いの 保険料については還付いたしました。 ●担当部署において、登録後のダブルチェックを徹底するよう、周 知しました。	27事業所	その他	10,136,412
60	還付請求の誤り	未処理・処理遅延	福岡	西福岡	2014年 7月1日	2014年 9月12日	○事業所から保険料の還付金の振込時期について問合せがあり、担当者が処理不要と誤認したことにより、保険料還付手続きがされていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●未払いとなっていた保険料は還付いたしました。 ●担当部署において、事象の原因と状況を周知し、正確な事務処理を行うためのスキル向上を図るよう努めました。	1事業所 1名	過徴収	527,029

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
	保険料口座振替納付(変更) 申出書の誤り	未処理·処理遅延	北海道	釧路	2010年 4月5日	2014年 11月21日	○事業所調査の際に、保険料の口座振替を勧奨したところ、新規適用届と合わせて提出済みとの回答があり、口座振替納付申出書が担当課に回付されないまま処理漏れとなっていることが判明しました。 ●担当者が受託社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。 ●保険料の口座振替を希望されたため、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムへの確実な登録及び進捗管理の把握を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
	厚生年金徴収 関係届書等の 処理漏れ	入力誤り	宮崎	延岡	2005年 2月15日	2014年 12月15日	○事業所から、保険料還付金について問合せがあり、資格喪失処理後の充当処理・還付処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●処理を行い、保険料は還付いたしました。 ●担当部署において、入力後に出力されるリスト及び決議書等の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	24,600

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤4区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
63	国民年金第3号 被保険者該当 関係届の誤り	説明誤り	石川県	七尾	2015年 1月9日	2015年 1月9日	○国民健康保険組合から問合せがあり、国民年金第3号被保険者資格取得届を受け付ける際に、国民健康保険組合における組合員の配偶者については、事業主による被扶養配偶者の確認で足りるにもかかわらず、国民健康保険組合による被扶養配偶者の確認を求めていたことが判明しました。 ●担当者がお客様及び、国民健康保険組合にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書を受理し処理を行いました。 ●担当部署において研修を行い、国民年金第3号被保険者資格取得届の取扱いについて徹底することを周知しました。	1名	_	0
	国民年金任意 加入申出書の 誤り	確認・決定誤り	徳島県	徳島北	2013年 7月29日	2014年 9月1日	○65歳未満資格喪失予定年月日到達者リストを確認した際に、60歳以降の共済組合被保険者期間の3カ月を誤って算入したため、基礎年金を満額にするための納付期間が不足していること、前納保険料額で納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料額で納付をしていただくことで了承を得ました。 ●前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、任意加入の事務処理の際の資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	_	0
65			兵庫県	西宮	2007年 9月7日	2014年 9月17日	○事務センターから老齢年金請求書の返戻があり、合算対象期間の確認漏れにより国民年金高齢任意加入者の資格喪失予定年月日を誤っていたため、保険料が納め過ぎとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入の資格喪失予定年月日を確定をする際には、細心の注意を払い、複数人で加入期間の確認を行うよう徹底しました。	1名	過徴収	517,730
66		入力誤り	東京都	目黒	2013年 8月27日	2014年 12月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金高齢任意加入の処理をする際に、60歳以降の厚生年金被保険者期間を含めて計算したことにより資格喪失予定年月日を誤って入力したため、付加保険料を含む前納保険料を口座振替で納付することができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、本部に取扱いを協議し、訂正することで了承を得ました。 ●付加保険料を含む前納保険料の差額を領収しました。 ●担当部署において、複数人によるチェックをさらに徹底し、喪失予定年月日に誤りがないかを確認する手段として、見込額試算を行うことにより、フルペンション期間の確認を行うこととしました。	1名	_	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
67	基礎年金番号 の登録誤り	確認・決定誤り	埼玉県	所沢	2014年 7月23日	2014年 12月3日	○事務センターから連絡があり、基礎年金番号変更処理の際、本人記録であることの確認が不足したことより、氏名と生年月日が同一の別人の基礎年金番号を変更していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、新たな基礎年金番号による年金手帳及び被保険者記録回答表を送付しました。 ●担当部署において、基礎年金番号変更処理については、職歴、住所履歴及び、配偶者情報等の確認を2人以上で行うことを徹底するよう周知しました。	1名	_	0
68			岩手県	事務センター	2014年 3月4日	2014年 4月10日	○お客様から問合せがあり、市役所職員が氏名、生年月日が同じ別人の基礎年金番号で氏名変更届及び、住所変更届を作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録訂正処理を行いました。 ●市役所に対し、氏名索引による本人確認の際には過去の住所確認も含め、細心の注意を払うよう依頼しました。	2名	_	0
69	国民年金適用 関係通知書の 送付誤り	誤送付·誤送信	愛知県	事務センター	2014年 10月27日	2014年 11月18日	○市役所から問合せがあり、国民年金被保険者種別変更(第1号保険者該当)届に同封した勧奨のお知らせ文書に記載されている宛名と年金番号が別人のものであることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●誤って送付した勧奨のお知らせ文書を回収しました。 ●担当部署において封入封緘作業を行う際は、封入物と宛名の相違がないか、確認することを徹底するよう周知しました。	2名	_	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
70	国民年金適用 関係届書等の 処理漏れ	未処理・処理遅延	京都府	京都南	2014年 6月27日	2014年 11月17日	○社会保険労務士から問合せがあり、提出された国民年金第3 号被保険者該当届と年金手帳再交付申請書に不備があったため、受付進捗管理システムに登録せず、社会保険労務士に連絡しようとしていたところ、未処理のまま発行済証明書綴の中に混在し、処理されていないことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士を通じて、お詫びの上説明しました。 ●届書の処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、受け付けた届書は必ず受付進捗管理システムに登録するとともに、他の担当部署へ引き継ぎが必要なものは速やかに引き継ぐことを徹底しました。	1事業所 1名	過徴収	61,000
71			福岡県	西福岡	2010年 10月12日	2015年 1月22日	○内部監査により、処理済みとして保管しているファイルボックスの中から、国民年金資格取得届と、国民年金第3号被保険者該当届が発見され、処理漏れとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●国民年金資格取得届及び、第3号被保険者該当届の処理を行いました。 ●危機意識の徹底を図り、未処理届書の状況が常時確認できるよう、未処理届書の保管場所を指定し、届書の管理の徹底しました。	1名	_	0
72			神奈川県	横須賀	2012年 10月24日	2012年 10月24日	○市役所から連絡があり、年金記録を確認した際に、20歳到達時の処理において、資格取得の処理が行われていなかったことから、20歳以降の免除申請ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、本部に取扱いを協議しましたが、免除申請をすることが認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。 ●資格取得処理を行いました。 ●担当部署において入力者はリストによる点検をし、処理完了後に必ず記録画面の状況を確認するよう徹底しました。	1名	_	0
73		受理後の書類管理誤 り	愛知県	岡崎	2014年 5月2日	2014年 8月22日	○社会保険労務士から問合せがあり、健康保険被扶養者異動届と同時提出された国民年金第3号被保険者資格取得届を事務センターに回付せず、被扶養者異動届の事業所控えと一緒に事業所に返送していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士を通じて、お詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書を提出いただき、処理を行いました。 ●担当部署において今回の事案を説明し、届書の管理の徹底、チェックの時に担当課等へ引き継ぐ書類であるか確認するよう徹底をしました。	1事業所 1名	_	0

4 . 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
74	国民年金付加 保険料申出書 の誤り	説明誤り	茨城県	水戸北	2012年 11月1日	2014年 2月18日	○お客様から問合せがあり、市役所で国民年金付加保険料の納付期限について説明を行っていなかったことから、付加保険料が納付期限内に納付されず、還付請求書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署及び、管内市区町村に付加保険料の納付期限について説明漏れがないよう改めて徹底することを周知しました。	1名	_	0
75	国民年金保険 料還付請求書 の誤り	確認・決定誤り	岐阜県	事務センター	2014年 11月17日	2014年 12月9日	○お客様から国民年金保険料還付請求書の振り込み先を代理人口座に変更したいとの申出があり、再交付した還付請求書を、委託業者に入力委託する際に本人口座を記載した還付請求書を上にして、2枚重ねで委託したため、誤って本人口座を支払先として登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、お客様より振込先変更等の申出があった際には、原則還付請求書を返戻して、記載内容の訂正をお願いすること、処理前及び処理後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	_	0
76	国民年金保険 料口座振替納 付(変更)・辞退 申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪府	今里	2014年 4月30日	2014年 5月7日	○お客様から問合せがあり、前納を希望する期間中に65歳になり国民年金の特例高齢任意加入を希望している場合は、口座振替による前納ができないため、現金領収により対応すべきところを、その対応がなされていなかったため、2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、本部に取扱いを協議し、訂正することで了承を得ました。 ●2年前納保険料額との差額を領収しました。 ●担当部署において、65歳以降の特例高齢任意加入予定者の場合は口座振替と付加保険料納付申出があるかを必ず確認し、対応漏れの防止をするよう周知しました。	1名	_	0
77		入力誤り	岐阜県	事務センター	2014年 10月30日	2014年 12月26日	○年金事務所から国民年金保険料の口座振替が不能となったお客様に問合せを行ったところ、委託業者が、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力処理をした際に、金融機関の支店コードの入力を誤ったため、口座振替による納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、口座振替開始までの保険料については納付書で納付していただくことを了承していただきました。 ● 武正処理を行いました。 ● 委託業者に入力業務に関するマニュアル等を掲示し、再発を防止するよう指導しました。	1名	_	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
78	国民年金保険 料口座振替納 付(変更)・辞退 申出書の誤り	通知書等の作成誤り	千葉県	事務センター	2015年 1月13日	2015年 1月15日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替辞退通知書を送付するところ、通知書作成後の確認を漏らしたため、誤ってクレジットカードの有効性確認結果のお知らせを送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●国民年金保険料口座振替辞退通知書を送付しました。 ●委託業者に対して作成時のチェックを徹底するよう指導しました。	43名	-	0
79	クレジットカード 納付(変更)・辞 退申出書の誤り	説明誤り	神奈川県	横浜中	2014年 2月頃	2014年 5月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料クレジットカード納付申出書の受け付ける際に、クレジットカードの有効性を確認する期日の説明を漏らしたため、クレジットカードによる1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、本部に取扱いを協議しましたが、1年前納での納付は認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。 ●担当部署において、窓口や電話でクレジットカード納付申出書の説明をする際は、必ず注意書の説明を徹底することを周知しました。	2名	未徴収	6,500
80			大阪府	堺東	2013年 5月頃	2014年 6月2日	○お客様から問合せがあり、前年度に取引なしとなった国民年金保険料のクレジットカードによる納付の再開処理を漏らしたため、クレジットカードによる1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正することで了承を得ました。 ●1年前納の保険料を領収しました。 ●担当部署において、クレジットカードの再開処理時の対応について徹底することを周知しました。	1名	_	0

整理番号	· 件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
81	国民年金保険 料後納申込書 の誤り	確認・決定誤り	大阪府	今里	2013年 11月13日	2014年 9月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付申込書を処理する際に、60歳以降の厚生年金被保険者期間の2ヵ月を誤って算入していたため、満額の老齢基礎年金額を受け取ることができなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、本部に取扱いを協議しましたが、既に65歳を超えているため納付は認められられなかったことをお伝えし了承を得ました。 ●担当部署において、後納保険料納付申出書を処理する際は、年金記録の20歳以前と60歳以降の厚生年金被保険者期間等の確認を複数人でするよう徹底しました。	1名	_	0
82			愛知県	中村	2014年 4月4日	2014年 11月27日	○お客様が国民年金老齢基礎年金額加算開始事由該当届を提出された際に、65歳に到達していることの確認を漏らしたため、国民年金後納保険料を納付することができないにもかかわらず、納付書を交付し、後納保険料を領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、納めていただいた後納保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納の承認の際は年金記録を確認し、職員間で再作成の可否を判断することを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	118,000
83			東京都	江戸川	2012年 10月5日	2014年 11月13日	○事務センターから連絡があり、国民年金後納保険料の申込みがあった時点で65歳以上で厚生年金被保険者期間を240ヵ月有しており、後納保険料を納付することができないにもかかわらず、納付書を送付し、後納保険料を領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、納めていただいた後納保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申出の審査を行う場合は、年金記録の確認をダブルチェックで行うよう徹底することを周知しました。	1名	過徴収	148,800

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
84	国民年金保険 料納付書の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	藤沢	2014年 1月14日	2014年 3月7日	○お客様から問合せがあり、窓口で国民年金保険料納付書をお渡しする際に、氏名、住所の確認を漏らしたことにより、別人の納付書を交付したため、別人の納付書で保険料が納付がされ、別人の納付記録が重複納付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正することで了承を得ました。 ●納付記録の訂正と納付書の再発行を行い、誤って納付された保険料を還付しました。 ●担当部署において、納付書を手交する際は、職員によるチェックを徹底し、お客様に口頭で説明し、確認していただくよう徹底しました。	2名	過徴収	75,050
85			岩手県	事務センター	2014年 3月31日	2014年 4月8日	○事務センターで領収済通知書入力エラーリストを確認したところ、国民年金追納保険料納付書を作成した際、使用期限の補正が必要であるにもかかわらず確認を漏らしたことにより、誤った追納保険料納付書を送付し、お客様がその保険料を納めたため、老齢基礎年金給付額に過徴収された保険料分が反映されていることが判明しました。 ● 打正処理を行い、納め過ぎた保険料を還付し、返納方法申出書を提出していただきました。 ● 担当部署において追納保険料納付書を作成する際は、使用期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	9,420
86			静岡県	富士	2014年 11月7日	2014年 11月8日	○お客様から問合せがあり、11月分からの国民年金保険料前納納付書を送付すべきところ、誤って納付期限の経過した10月分からの前納納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●正しい前納期間の納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書を作成する際は、納付対象期間及び未納期間等のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	_	0
87		入力誤り	奈良県	奈良	2012年 4月2日	2013年 2月25日	○お客様から問合せがあり、国民年金の付加保険料納付申出をしていたが、国民年金保険料納付書を作成する際に、付加保険料が加算された納付書が作成されているか確認すべきところ、確認を漏らしたことにより、誤って定額保険料のみの納付書が送付されていたため、付加保険料を納付することができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、本部に取扱いを協議し、訂正することで了承を得ました。 ●付加保険料を領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	_	0

整理番号	· 件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
88	国民年金保険 料納付書の誤り	通知書等の作成誤り	東京都	港	2013年 5月2日	2014年 12月3日	○国民年金付加保険料未納者一覧表の整理を行っていた際に、 国民年金付加保険料を含む前納保険料の納付書を送付すべきところ、付加保険料の納付対象者であることの確認を漏らしたため、付加保険料を含まない納付書を作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、本部に取扱いを協議し、訂正することで了承を得ました。 ●付加前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、付加保険料納付対象者の確認を徹底をするよう周知しました。	1名	_	0
89		説明誤り	福岡県	中福岡	2014年 5月8日	2014年 7月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金の20歳適用勧奨で職員が 訪問した際、前納による納付方法の説明が不足していたため、納 付書による11ヵ月前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議しま したが、認められなかったため、改めて説明しましたが、了承を得 られませんでした。 ●担当部署において、20歳適用勧奨の説明の際は、口座振替に よる前納の説明と併せて、20歳加入月から年度末までの納付書 による前納についての説明を行うよう徹底しました。	1名	_	0
90	国民年金保険 料免除申請書 の誤り	確認・決定誤り	東京都	足立	2014年 4月14日	2014年 9月1日	○お客様から問合せがあり、保険料の徴収権の消滅時効が完成していない過去の未納保険料にかかる平成24年4月から平成24年6月までの国民年金保険料免除申請を希望していたにもかかわらず、確認不足により免除申請書を受け付けしていなかったため、提出期限が経過し、免除申請ができなかったこと、時効により納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、納付は認められなかったため、その旨をお伝えし了承を得ました。 ●担当部署において、遡及免除期間についての説明及び確認、申請された場合の時効起算日についての説明を必ず行うよう周知しました。	1名	未徴収	44,940
91			香川県	事務センター	2014年 5月26日	2014年 10月27日	○お客様から問合せがあり、平成25年度、平成26年度分の国 民年金保険料免除納付猶予申請の審査の際に、世帯構成の確 認不足により、全額免除とすべきところを納付猶予、免除却下とす べきところを4分の3免除として承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録を訂正し、免除の承認通知書を送付しました。 ●担当部署において、免除審査時の世帯確認の再徹底について 周知しました。	1名	_	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
92	国民年金保険 料免除申請書 の誤り	確認・決定誤り	岐阜県	事務センター	2014年 11月12日	2014年 12月2日	○お客様が国民年金保険料納付書作成依頼のために来所された際、国民年金保険料免除の審査対象期間を市役所の受付日を基準にすべきところ、事務センターの受付日としたことにより、審査すべき期間を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、再度却下通知を送付しました。 ●担当部署において、免除申請書の審査を行う際は、受付日を確認し受付印の横に審査期間の始期を記入する等、チェックの徹底を周知しました。	1名	_	0
93	社会保険料(国 民年金保険料) 控除証明書の 誤り	確認・決定誤り	大阪府	守口	2014年 11月7日	2014年 11月12日	○お客様から問合せがあり、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を誤って旧姓で作成していたため、氏名を訂正した上で再作成する際に、漢字変換を誤り、誤った氏名で控除証明書を再作成していたことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明し了承を得ました。 ●正しい氏名で控除証明書を再発行しました。 ●担当部署において、お客様から提出のあった申出書の記載事項と、作成された控除証明書の記載事項が一致することを決裁時及び、送付時に確認するよう周知しました。	1名	-	0
94	国民年金徴収 関係通知書の 送付誤り	誤送付·誤送信	千葉県	千葉	2014年 10月24日	2014年 10月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の免除勧奨のため、国民年金保険料免除申請書に添付書類の見本として雇用保険受給資格者証の写しを同封して送付したところ、確認不足により別人の雇用保険受給資格者証の写しを同封して送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した雇用保険受給資格者証の写しを回収しました。 ●担当部署において、封入、封緘時に封筒の宛先と内容物の確認を徹底するよう周知しました。	2名	_	0

整理番号	· 件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
95	国民年金徴収 関係届書等の 処理漏れ	未処理・処理遅延	東京都	葛飾	2014年 7月31日	2014年 8月29日	○担当部署において未完結届書の点検により、お客様から提出していただいた国民年金保険料口座振替納付申出書が、本来管理されるべき場所に保管されていなかったため、処理遅延となっていたことが判明しました。 ●お客様に口座振替納付について確認したところ、口座振替による納付意思がないことから、お客様へ返送いたしました。 ●担当部部署において、全書類の棚卸しを実施して処理遅延がないか確認するとともに、届書の保管ボックスの使用の徹底しました。	1名	_	0
96			兵庫県	事務センター	2014年 10月7日	2014年 10月28日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が領収済通知書の収録処理の際に、集計表入力エラーリストの取得を漏らしたことにより、機構職員にエラーとなった情報が伝わらず、必要な補正入力処理を行うことができず、納付データが収録されていないことが判明しました。 ● 本のはいました。	44名	_	0
97			宮城県	事務センター	2012年 6月1日	2012年 6月12日	○お客様から納付書が届かないと問合せがあり、市役所から国民年金資格取得届より先に国民年金付加保険料納付申出書が送付されてきたため、資格取得届の提出を待って処理したことから、付加保険料の納付期限が経過し、納めることができなくなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、本部に取扱いを協議し、付加保険料領収することで了承を得ました。 ●付加保険料を領収しました。 ●担当部署において、複数の届書の同時処理が必要となる場合は、全数揃うまで漫然と待つことなく、早期に市区町村等に照会することを徹底しました。	9名	_	0
98			大阪府	東大阪	2014年 7月10日	2014年 12月2日	○内部監査により、職員の机から国民年金保険料免除申請書が発見され、処理漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●免除申請書の処理を行いました。 ●職員の意識の向上を図るとともに、管理職等による定期的な点検確認を徹底するよう周知しました。	1名	_	0
99		受付時の書類管理誤 り	福岡県	小倉北	2014年 11月5日	2014年 11月14日	○受付進捗管理システムにて自拠点未受付分を確認した際に、他事務所から送付された国民年金保険料免除申請書を紛失していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において受付進捗管理システムの登録内容と送付表の確認を徹底するよう周知しました。	1名	_	0

5 . 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
	老齢年金の受 給要件等の誤り	確認・決定誤り	新潟	三条	2000年 9月27日	2013年 8月16日	○遺族年金請求時に、合算対象期間の確認不足により、受給資格を満たしていないのにもかかわらず老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、取消及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、合算対象期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,592,728
101			兵庫	西宮	1993年 3月25日	2014年 6月25日	○未支給年金請求時に記録を確認したところ、本来,合算対象期間とすべき脱退手当金支給済みの厚生年金被保険者期間を、老齢基礎年金の対象期間として算入していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,779,787
102			大阪	東大阪	1997年 5月15日	2013年 5月21日	○機構本部又は事務センターからの連絡により、本来、任意加入 期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の 裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判 明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正及び返納の	1名	過払い	12,585
103			高知	高知西	1990年 11月1日	2014年 10月23日	処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入期間や受給要件の取扱いの確認を周知徹底しました。	1名	過払い	101,891
104			兵庫	尼崎	2004年 9月17日	2012年 12月19日	〇お客様からの問合せ又は機構本部や事務センターからの連絡 により、老齢年金の受給に必要な期間の確認不足による受給権	1名	未払い	7,600
105			鳥取	鳥取	1983年 8月18日	2013年 2月25日	発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構	1名	未払い	39,306
106			千葉	松戸	1988年 3月1日	2013年 3月5日	本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が 」支払われたことを確認しました。	1名	未払い	6,416
107			神奈川	横浜西	1988年 10月6日	2013年 10月29日	●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を ・ 徹底するよう周知しました。	1名	未払い	140,966
108			兵庫	明石	1996年 6月20日	2014年 2月12日	□ IIII 成 y るよ J 向 和 しよした。	1名	未払い	45,591
109			徳島	徳島北	2001年 7月5日	2014年 3月20日		1名	未払い	62,200
110			千葉	幕張	1990年 9月8日	2014年 4月22日		1名	未払い	278,191
111			山梨	大月	1980年	2014年 6月26日		1名	未払い	9,725
112			石川	金沢南	1991年	2014年 7月9日		1名	未払い	261,332
113			北海道	留萌	1994年 1月13日	2014年 10月23日		1名	未払い	267,450

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
114	老齢年金の受 給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	幕張	1986年 3月頃	2014年 1月7日	○機構本部から連絡があり、老齢年金裁定時の生年月日の確認不足及び再裁定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、生年月日及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,342
115			秋田	大曲	1980年 12月24日	2013年 3月1日	○機構本部から連絡があり、国民年金資格取得時及び老齢年金請求時の生年月日の確認不足により、受給資格を満たしていないのにもかかわらず老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、複数回にわたり説明しましたが理解が得られませんでした。 ●担当部署において、生年月日及び受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,155,108
	老齢年金の第 四種被保険者 期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	城東	2001年 6月14日	2013年 5月21日	○機構本部や事務センター、他の年金事務所からの連絡により、 老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構	1名	過払い	27,562
117			大阪	淀川	1994年 5月19日	2013年 10月10日	本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については返納処理を行いました。過徴収のあるお客様については還付一処理を行いました。	1名	過払い	67,487
118			宮崎	都城	2000年 10月12日	2014年 6月18日	●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過払い	28,671
119			東京	世田谷	2002年 7月11日	2014年 7月4日		1名	過徴収	19,660
120			鹿児島	加治木	1988年 3月19日	2014年 10月1日		1名	過払い	104,627
121			神奈川	横浜南	2006年 5月10日	2013年 2月22日	○未支給年金請求時又は年金記録調査時の記録確認により、老 齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録を訂正しました。過	1名	過徴収	96,562
122			大阪	東大阪	1999年 4月21日	2013年 11月5日	払いがあるお客様については返納処理を行いました。過徴収のあるお客様については還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録	1名	過払い	119,447
123			静岡	三島	1996年 1月11日	2014年 1月30日	ーを十分確認するよう徹底しました。 	1名	過払い	236,983

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
124	老齢年金の共 済組合期間の 誤り	確認・決定誤り	北海道	砂川	1991年 5月23日	2014年 8月25日	○お客様からの問合せ又は遺族年金請求書等の点検作業により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りや入力誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあ	1名	過払い	3,279,704
125		入力誤り	青森	事務センター	2013年 12月13日	2014年 10月9日	るお客様については年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認や入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	64,581
126		確認・決定誤り	福島	会津若松	1992年 1月頃	2012年 4月23日	○機構本部からの連絡により、老齢年金や遺族年金の裁定時に、旧令共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確	2名	未払い	5,546,015
127			山口	岩国	1980年 11月20日	2012年 10月19日	認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,679,724
128			東京	世田谷	1986年 6月21日	2013年 6月6日	○事務センターから連絡があり、旧法厚生年金保険の老齢年金を裁定すべきところ、受給要件の確認不足により新法の老齢厚生年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認及び受給要件の取扱いの確認を周知徹底しました。	1名	未払い	2,615,609
129			宮崎	都城	2008年 2月18日	2014年 6月19日	○機構本部から連絡があり、新法の老齢基礎年金を裁定すべきところ、旧法厚生年金保険の障害年金を受給していることから旧法が適用されると判断し、旧法国民年金の通算老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に協議しました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、生年月日や年金記録の確認及び受給要件の取扱いの確認を周知徹底しました。	1名	過払い	38,902
130			佐賀	武雄	2008年 10月10日	2013年 12月6日	○事務センターから連絡があり、共済組合へ移管された厚生年金被保険者期間について、機構における移管処理がされないまま老齢年金として決定されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。	1名	過払い	358,171
131			神奈川	横浜西	1999年 3月4日	2014年 2月4日	- ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	103,765

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
132	老齢年金の共 済組合期間の 誤り	確認・決定誤り	高知	高知西	2005年 2月24日	2014年 5月16日	○記録調査時の確認作業により、旧農林共済組合の加入時に厚生年金保険に重複加入させ、記録を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、厚生年金保険料の還付請求書を送付しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	58,847
133			静岡	浜松東	2012年 5月24日	2013年 6月28日	〇機構本部から連絡があり、旧三共済や旧農林共済の厚生年金 保険への統合日を特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月 日とする取扱いの確認不足により、老齢厚生年金の受給権発生 年月日の決定誤りが判明しました。	1名	未払い	86,908
134			愛知	大曽根	2002年 1月17日	2014年 1月8日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。訂正を行い、未 払いがあるお客様については年金の支払が完了したことを確認し	1名		0
135			岐阜	多治見	2002年 7月1日	2014年 3月5日	ました。 ●担当部署において、旧三共済及び旧農林共済の加入期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,817
136	老齢年金の国 民年金や厚生 年金期間の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	2002年 4月頃	2013年 7月16日	○事務センターから連絡があり、老齢年金裁定時に、資格取得した月のうちに資格喪失した厚生年金被保険者期間が老齢年金額に反映してないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	42,054
137			愛知	熱田	1981年 8月20日	2013年 9月2日	〇未支給年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金記録の重複期間を補正することなく老齢年金を裁定していたことが判明しました。	1名	過払い	7,528
138			高知	事務センター	2012年 1月12日	2014年 6月27日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録を訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未	1名		0
139			兵庫	西宮	1984年 1月21日	2014年 7月7日	「払いがあるお客様については年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時及び裁定時の年金記録の確認	1名	未払い	1,955,000
140			愛知	熱田	1978年 10月1日	2014年 9月12日	等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	12,473

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
141	老齢年金の国 民年金や厚生 年金期間の誤り	確認・決定誤り	兵庫	東灘	2007年 2月15日	2013年 5月29日	○事務センターから連絡があり、第3号被保険者期間が不整合のまま老齢基礎年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録や健康保険の被扶養者記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	582,660
142			福岡	小倉南	1997年 4月15日	2014年 2月3日	○事務センターから連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるのにもかかわらず、確認不足から機構本部への再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に電話でお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	2,005,898
143			大阪	東大阪	2001年 10月31日	2013年 4月24日	○年金相談時に納付記録を確認したところ、老齢年金裁定時に第3号被保険者特例措置の対象となる期間に係る記録訂正を誤ったことから、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の届出案内がされず未納となったまま老齢基礎年金が決定されていることが判明しました。 ●担当者がお客様に電話でお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。届出があったものとみなし記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者に係る記録訂正時の注意事項について周知徹底しました。	1名	未払い	251,384
144			宮城	石巻	1988年 3月22日	2012年 5月2日	○記録調査時の確認作業により、老齢年金及び障害年金の裁定時に、年金記録の確認不足から標準報酬月額が誤ったまま裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、標準報酬月額等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	152,895

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
145	老齢基礎・老齢 厚生年金繰上・ 繰下請求に係る 誤裁定について	確認・決定誤り	大阪	枚方	2014年 2月12日	2014年 5月29日	○お客様から問合せがあり、65歳以降に請求していなかった分の老齢基礎年金について、本来繰下げ請求した場合は請求月の翌月以降の分が支払となるにもかかわらず、繰下げの年金額でさかのぼって支払われると説明し、繰下げ請求を案内し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。繰下げの取消及び老齢基礎年金の裁定を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく事務処理を徹底しました。	1名	未払い	2,684,304
146			神奈川	小田原	2014年 5月29日	2014年 7月9日	○お客様から問合せがあり、請求していなかった分の特別支給の 老齢厚生年金の請求時に、お客様の希望していた繰下げ請求時 期の確認が不十分であったため、請求日時点での繰下げ請求を 案内し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構 本部に取扱いを協議しました。繰下げの取消及び返納の処理を 行いました。 ●担当部署において、繰下げ意思確認の取扱いについて周知徹 底しました。	1名	過払い	78,191
147			山形	寒河江	2014年 4月21日	2014年 8月15日	○お客様から問合せがあり、相談時に繰下げを希望していたのにもかかわらず、過去の相談事跡等の確認不足から繰下げ請求手続きの案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、繰下げ請求書を受け付けました。機構本部へ処理を依頼し、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、過去の相談事跡等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	143,941
148			愛知	事務センター	2014年 9月11日	2014年 12月8日	○お客様から問合せがあり、繰上げ請求のあった老齢年金の審査時に、請求書への繰上げ表示の記載を漏らしたことにより、特別支給の老齢厚生年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、繰上げ請求のあった老齢年金の審査時や裁定後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	67,233
149	老齢基礎・老齢 厚生年金繰上・ 繰下請求に係る 誤裁定について	確認・決定誤り	千葉	市川	2014年 4月28日	2014年 7月10日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、請求していなかった分の特別支給の老齢厚生年金の請求時に、繰り下げ申出書の取扱いを誤り、お客様の希望していない請求日時点での繰下げ請求を案内し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。繰下げの取消及び返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	75,249

整理番号	· 件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
150	遺族年金の受 給要件等の誤り	確認・決定誤り	岩手	二戸	1995年 7月27日	2013年 11月6日	○事務センターから連絡があり、共済組合への短期要件の遺族 共済年金の受給権者であることの確認不足により、長期要件の 遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承が得られました。訂 正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者につい ては、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周 知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い	63,293
151			兵庫	西宮	2012年 8月2日	2013年 10月10日	○事務センターから連絡があり、遺族厚生年金決定時に、受給要件の確認不足により金額的に不利となる条文を適用し、裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金を裁定する際には、年金記録や遺族年金の受給要件を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	270,000
152			北海道	新さっぽろ	2006年 6月29日	2013年 7月9日	○機構本部や事務センター、年金事務所からの連絡により、老齢 年金及び遺族年金裁定時の戦時加算記録の登録漏れが判明し	1名	未払い	522,918
153	=		宮崎	高鍋	2000年 4月26日	2013年 9月30日	ました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構	1名	未払い	138,449
154	_		愛知	笠寺	2003年 7月10日	2013年 12月25日	本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。	1名	未払い	439,436
155	-		愛知	笠寺	2007年 10月25日	2013年 12月26日	●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,668,131
156	-		大阪	堀江	1987年 1月21日	2014年 2月19日		1名	未払い	245,204
157	_		山梨	竜王	1972年 8月26日	2014年 3月5日		1名	未払い	171,031
158			佐賀	唐津	2002年 11月28日	2014年 3月18日		1名	未払い	2,342,645
159			長野	松本	2002年 8月15日	2014年 4月1日		1名	未払い	197,808
160	1		静岡	 清水	1997年 2月11日	2014年 4月18日	-	1名	未払い	5,921,817
161	=		福島	 会津若松	1995年	2014年	-	1名	未払い	631,241
162	1		東京	葛飾	3月9日 2002年	7月8日 2014年	-	1名	未払い	810,222
163	-	入力誤り	島根	松江	5月30日 1982年 3月30日	8月18日 2014年 9月11日		1名	未払い	484,293

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
	遺族年金の受 給要件等の誤り	入力誤り	宮城	仙台北	2005年 9月8日	2013年 12月6日	○年金事務所から連絡があり、死亡年月日の入力誤りにより、遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、入力後の二重チェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	336,225
165	障害年金の受 給要件等の誤り	確認・決定誤り	福島	事務センター	2011年 10月7日	2014年 11月17日	○障害状態の再認定作業時の確認により、2つの傷病により併合 認定を行い障害年金を決定すべきところ、1つの傷病のみで審査 を行い、障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構 本部に取扱いを協議し訂正しました。正しい年金の支払が完了し たことを確認しました。	1名	未払い	603,170
166			福島	事務センター	2011年 10月27日	2014年 11月17日	●担当部署において併合認定の基準について説明を行い、傷病 名等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	586,736
167			徳島	事務センター	2008年 3月12日	2014年 12月10日	○障害状態の再認定作業時の確認により、障害年金決定時に次回の診断書の提出時期を誤って登録したことから、診断書の提出が必要ではない年に提出案内を行い受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、本来の提出時期に診断書が提出されたものとして認定を行いました。 ●担当部署において、審査時や決裁時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	_	0
168			京都	京都南	2013年 11月14日	2014年 3月12日	○障害年金請求時に相談事跡を確認したところ、前回の年金相談時に特別支給の老齢厚生年金の障害者特例に係る説明のみを行い、既に請求可能であった障害厚生年金の事後重症請求の案内を漏らしたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。前回の相談時に受付があったものとみなして裁定を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において受給要件等について周知し、説明漏れがないよう徹底しました。	1名	未払い	330,666

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
169	障害年金の受 給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (障害年金業 務部)	2013年 12月24日	2014年 3月18日	○他の部署から連絡があり、障害厚生年金の審査時に、初診日において厚生年金保険被保険者でない場合には本来不支給決定を行うべきところ、診断書による認定結果のみで判断し却下処分を行っていたことが判明しました。 ●担当者が却下処分の取消及び不支給決定を行い、お詫びの文書及び不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、認定結果や初診日の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	_	0
170			本部	機構本部 (障害年金業 務部)	2014年 11月5日	2014年 11月18日	○事務センターから連絡があり、障害厚生年金の審査時に、添付された診断書の不備により本来却下処分を行うべきところ、不支給決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者が不支給決定の取消及び却下処分を行い、お詫びの文書及び却下通知書を送付しました。 ●担当部署において、審査時や決裁時に決定内容や通知内容の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	_	0
171		入力誤り	岐阜	事務センター	2013年 2月19日	2014年 1月24日	○担当部署における点検作業により、障害年金決定時における 障害等級や傷病コードの登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正し い年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力後の複数人でのチェックを徹底するよ う周知しました。	1名	未払い	324,967
172	障害年金の所 得調査や額改 定請求等の誤り	確認・決定誤り	大阪	天満	2014年 8月19日	2014年 10月15日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の障害年金の裁定原簿の確認不足から所得状況届の案内を漏らし、支払が差止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、受け付けた所得状況届に係る処理を行いました。機構本部へ早期の支払を依頼し、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	161,000
173			長野	事務センター	2014年 8月27日	2014年 12月26日	○お客様から問合せがあり、障害年金の所得状況届をOCR(光学式文字読取装置)で入力する際に、追加で届出のあった受給者について入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力する対象者の点検等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	322,000

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
	障害年金の所 得調査や額改 定請求等の誤り	確認・決定誤り	滋賀	事務センター	2014年 8月26日	2014年 10月30日	○市役所から問合せがあり、障害年金の所得調査時に、所得制限により全額支給停止とすべきところ、一部支給停止として誤って支払われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承が得られました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時において複数人での点検等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	80,500
175			岐阜	事務センター	2014年 7月31日	2014年 10月8日	○お客様から問合せがあり、障害年金の所得調査時に、所得制限による全額支給停止から全額支給へと変更処理が必要な対象者について、機構本部への報告が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行い、正しい年金	1名	未払い	36,500
176			岐阜	事務センター	2014年 7月31日	2014年 12月2日	が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において審査体制を見直し、チェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	322,000
	年金分割に係る 誤り	確認・決定誤り	大分	事務センター	2014年 12月22日	2015年 1月13日	○お客様から問合せがあり、離婚分割による標準報酬改定請求時に必要な添付書類の案内を漏らし、改定に必要な按分割合を定める審判が確定する前の日付で改定処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。正しい標準報酬改定通知書を送付しました。 ●担当部署において、請求時や審査時の添付書類の確認について徹底するよう周知しました。	2名	_	0
178	加給年金の誤り	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2002年 4月18日	2014年 10月14日	○妻の障害年金請求書の審査時に裁定原簿を確認したころ、別 傷病により妻の障害年金を決定した際に届出が必要な加給年金 額停止事由該当届の案内を漏らしたことから、夫の配偶者加給金 の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、返納に係る訂正処理を確 認しました。 ●担当部署において、審査時の配偶者記録の確認等を徹底する よう周知しました。	1名	過払い	4,250,325
179			大阪	天王寺	2005年 12月14日	2014年 3月12日	○年金相談を予約されたお客様の記録確認時又はお客様からの 問合せや記録調査時の確認により、老齢年金裁定時に年金記録 の確認が不足したことにより加給年金額加算開始事由該当届の 案内を行わなかったことから、加給年金額の加算を漏らしていた	1名	未払い	1,221,326
180			青森	事務センター	2008年 2月27日	2014年 4月8日	ことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、届出を案内しました。届書の処理を行	1名	未払い	2,564,898
181			広島	広島東	2003年 1月4日	2014年 8月21日	い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認等を徹底 し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,830,256

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
182	加給年金の誤り	確認・決定誤り	東京	新宿	2011年 7月14日	2011年 8月12日	○配偶者の老齢年金請求時又は機構本部からの連絡により、老 齢年金請求時の加給年金額加算開始事由該当届の案内漏れや 届出用紙の案内誤りにより、加給年金額の加算を漏らしていたこ とが判明しました。 ●担当者がお客様に電話でお詫びの上説明し、ブロック本部又は 機構本部に取扱いを協議しました。届出の案内及び処理を行い、 - 正しい年金の支払が完了したことを確認しました。	1名	未払い	1,329,225
183			広島	広島東	2014年 4月7日	2014年 6月3日	●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認等を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	32,200
184			神奈川	横浜西	1995年 8月17日	2012年 2月10日	〇担当部署における再裁定書類の内容点検時又は機構本部や 事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に、配偶者の生	1名	未払い	107,442
185			神奈川	横浜西	1999年 2月26日	2012年 9月21日	年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加 給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構	1名	未払い	309,617
186			大阪	天王寺	2001年 3月15日	2012年 12月21日	本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様につ	1名	過払い	295,200
187			静岡	浜松東	1995年 4月1日	2013年 3月15日	いては年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に 努めるよう周知しました。	1名	未払い	194,476
188			大阪	貝塚	1995年 11月16日	2013年 3月22日)	2名	未払い	802,565
189			神奈川	相模原	1995年 7月20日	2013年 5月10日		1名	未払い	67,467
190			東京	中央	1985年 12月19日	2013年 6月20日		1名	過払い	1,172,083
191			石川	金沢北	1995年 7月27日	2013年 6月21日		1名	未払い	35,900
192			宮城	仙台東	1993年 9月20日	2013年 6月27日		1名	未払い	81,833
193			神奈川	相模原	1998年 12月24日	2013年 8月20日		1名	未払い	21,608
194			長野	事務センター	2006年 9月21日	2013年 11月1日		1名	過払い	665,815

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
195	加給年金の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢北	1995年 10月5日	2014年 1月14日	〇担当部署における再裁定書類の内容点検時又は機構本部や 事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に、配偶者の生 年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加	1名	未払い	509,183
196			秋田	鷹巣	1996年 5月9日	2014年 2月4日	千月日や午並記録の確認不足がら配偶有状態の登録を誤り、加 給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構	1名	未払い	43,127
197			大阪	貝塚	1989年 6月1日	2014年 2月21日	本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様につ	1名	未払い	160,733
198			福岡	久留米	1993年 7月15日	2014年 3月14日	「いては年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に 」努めるよう周知しました。	1名	未払い	48,000
199			神奈川	藤沢	2012年 9月27日	2014年 3月17日	- 53.57 GO: 57.74,7 M G G: 67.26	1名	未払い	75,968
200			静岡	浜松東	1986年 4月1日	2014年 4月4日		1名	未払い	1,087,435
201			福島	事務センター	1988年 4月20日	2014年 4月7日		1名	未払い	949,624
202			東京	大田	1999年 2月11日	2014年 5月9日		1名	未払い	287,491
203		香川 徳島 青森		善通寺	1992年 4月20日	2014年 6月10日		1名	未払い	93,765
204				徳島南	1991年 3月22日	2014年 7月9日		1名	過払い	810,812
205			青森 八戸 1991年 1月31日 2014年 7月10日	1名	未払い	160,000				
206			北海道 札幌西 1992年 2014年 6月8日 9月5日	1名	未払い	139,400				
207			石川	金沢南	1989年 4月27日	2014年 9月24日		1名	未払い	5,675,833
208			福島 事務センター	事務センター	1994年 2月24日	2014年 9月24日			未払い	753,611
209		群馬福岡	2月8日 9月30日		1名	未払い	86,434			
210							1名	未払い	1,686,218	
211			千葉	幕張	1991年 3月27日	2014年 10月7日		1名	未払い	118,065
212			東京	港	1998年 4月2日	2014年 10月17日		1名	未払い	431,121
213			神奈川	鶴見	1997年 2月14日	2014年 12月4日		1名	未払い	3,309,608

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
214	加給年金の誤り	入力誤り	広島	事務センター	2007年 8月30日	2014年 7月8日	○お客様からの問合せにより、老齢年金裁定時に加給年金の対象となる子の登録について、入力処理が漏れていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時に入力項目をマーカー表示するなどの見直しを行い、入力漏れがないよう徹底しました。	1名	未払い	1,339,486
215	振替加算の誤り	確認・決定誤り	山梨	竜王	2002年 2月頃	2014年 4月10日	○年金相談時又は機構本部や事務センターからの連絡により、 夫の老齢厚生年金の裁定後に妻の配偶者状態の変更依頼を漏	1名	未払い	903,761
216			佐賀	佐賀	1993年 2月20日	2014年 4月15日	らしたことから、妻の老齢基礎年金に振替加算処理が行われていないことが判明しました。	1名	未払い	4,956,766
217			石川	金沢北	1997年 8月5日	2014年 7月24日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック 本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が	1名	未払い	532,950
218			山口	山口	1990年 8月16日	2014年 8月20日	支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、	1名	未払い	5,053,687
219			大阪	枚方	1988年 1月19日	2014年 8月28日	再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	4,783,769
220			岐阜	岐阜南	1999年 12月1日	2014年 9月1日		1名	未払い	2,660,000
221			石川	金沢北	1999年 8月3日	2014年 9月5日		1名	未払い	2,740,382
222			大阪	枚方	1994年 1月13日	2014年 9月12日		1名	未払い	4,247,251
223			新潟	三条	1993年 1月20日	2014年 10月6日		1名	未払い	4,800,668
224			新潟	新潟東	1987年 10月頃	2014年 11月6日		1名	未払い	4,938,523
225			大阪	八尾	1993年 6月20日	2014年 11月14日		1名	未払い	4,178,870
226			群馬	高崎	1988年 9月16日	2014年 12月2日		1名	未払い	4,974,602
227			茨城	水戸南	1991年 4月18日	2014年 12月5日		1名	未払い	3,854,065
228			長野	長野南	1998年 3月20日	2014年 12月9日		1名	未払い	3,230,014
229			茨城	事務センター	1990年 11月8日	2014年 12月11日	〇遺族年金や未支給年金の審査及び決定時又は機構本部から の連絡により、夫の老齢厚生年金の裁定後に妻の配偶者状態の 変更依頼を漏らしたことから、妻の老齢基礎年金に振替加算処理	1名	未払い	3,905,068
230			茨城	事務センター	1990年 4月26日	2014年 12月12日	」が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が 」支払われたことを確認しました。	1名	未払い	5,127,848
231			茨城	事務センター	1995年 11月9日	2015年 2月4日	●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、 再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,557,189

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
232	振替加算の誤り	確認・決定誤り	静岡	沼津	1995年 8月7日	2014年 2月13日	〇年金相談時又は機構本部や事務センターからの連絡により、 年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者	1名	過払い	861,284
233			新潟	長岡	1992年 1月16日	2014年 2月27日	状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 した。 」●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。機構本	1名	未払い	3,530,780
234			新潟	長岡	1989年 8月31日	2014年 3月4日	部又はブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払い があるお客様については返納の処理を行いました。未払いがある	1名	未払い	4,246,189
235			大阪	堺東	2003年 4月1日	2014年 6月13日	お客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努 めるよう周知しました。	1名	過払い	30,308
236			大阪	枚方	1989年 3月16日	2014年 6月26日	му ф. М. Улы Ан О В О Г. С. «	1名	未払い	4,473,246
237			広島	三次	1994年 5月1日	2014年 6月30日		1名	過払い	1,040,150
238			愛知	笠寺	1990年 9月13日	2014年 7月4日		1名	未払い	3,888,757
239			群馬	太田	1992年 11月1日	2014年 8月4日		1名	未払い	4,870,902
240			兵庫	加古川	1991年 8月1日	2014年 9月1日		1名	未払い	4,892,000
241			佐賀	唐津	1992年 10月4日	2014年 9月8日		1名	未払い	4,800,000
242			新潟	長岡	1996年 5月9日	2014年 9月19日		1名	未払い	2,339,613
243			福岡	西福岡	1996年 7月20日	2014年 9月22日		1名	未払い	3,676,694
244			福岡	南福岡	2003年 10月26日	2014年 9月29日		1名	未払い	753,657
245			山形	鶴岡	1998年 11月7日	2014年 10月1日		1名	未払い	2,965,125
246			新潟	長岡	1989年 1月19日	2014年 10月1日		1名	未払い	4,470,871
247			東京	世田谷	1998年 7月16日	2014年 10月14日		1名	未払い	1,781,600
248			愛知	笠寺	1990年 11月8日	2014年 10月15日		1名	未払い	3,939,224
249			山梨	甲府	1997年 12月18日	2014年 10月16日		1名	未払い	2,468,299
250			山口	山口	1996年 8月13日	2014年 10月24日		1名	未払い	3,677,203
251			富山	富山	1999年 7月15日	2014年 10月27日		1名	未払い	949,562
252			島根	松江	1996年 12月26日	2014年 11月13日		1名	未払い	2,129,650

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
253	振替加算の誤り	確認・決定誤り	東京	葛飾	1995年 3月23日	2014年 4月28日	○遺族年金請求書の点検時又は記録調査時の確認により、年金 の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態 を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。ブロック	1名	過払い	891,226
254			新潟	三条	2006年 12月15日	2014年 10月6日	本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	792,221
255			福井	武生	1991年 3月7日	2014年 10月8日	●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,820,971
256			大阪	事務センター	1991年 12月頃	2013年 12月3日	○遺族年金の審査時又は機構本部の連絡により、年金の裁定時 に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録し たことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。	1名	過払い	1,135,537
257			福島	事務センター	1990年 8月頃	2014年 6月25日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。機構本 部又はブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払い	1名	未払い	4,093,746
258			福島	事務センター	2008年 12月頃	2014年 8月6日	†があるお客様については返納の処理を行いました。未払いがある お客様については年金が支払われたことを確認しました。 」●担当部署において配偶者状態の登録について研修等を行い、	1名	未払い	722,968
259			香川	事務センター	1996年 8月20日	2014年 9月2日	再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,339,616
260			茨城	事務センター	1992年 10月15日	2014年 9月24日		1名	未払い	3,293,780

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
261	年金選択の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	2013年 3月13日	2013年 8月29日	○お客様から問合せがあり、共済年金額や厚生年金基金から支給される代行部分の考慮漏れにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金の支払が	1名	未払い	37,114
262			東京	中央	2010年 3月8日	2014年 2月14日	完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,204,555
263	年金の支払額 や支払時期等 の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部(基幹システム開発部)	2014年 6月10日	2014年 10月31日	○担当部署において源泉徴収票作成にあたり対象者記録等の事前検証を行ったところ、年金額改定時のシステム事故対応により支払額の修正を行った際に、過払いとなった年金を定期支払額から調整している受給者について、改定時の差額の計算を誤っていることが判明しました。 ●実際の支払額に影響はなかったものの、記録を訂正し、お詫びの文書及び正しい年金支払通知書を送付しました。 ●担当部署において、改定時の計算方法について周知徹底しました。	7名	_	0
264			奈良	事務センター	2014年 8月7日	2014年 12月2日	○お客様から問合せがあり、年金裁定時に受給権発生年月日等の確認不足から、時効特例給付の機構本部への処理依頼を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ処理を依頼し、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求時に相談対応者が作成したチェックシート等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	730,027
265			鹿児島	川内	2009年 12月10日	2013年 10月21日	○再裁定に係る年金記録の確認作業の際に、前回の再裁定時に、妻の遺族厚生年金の再裁定のみを行い、死亡した夫の老齢年金の再裁定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。再裁定を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録が判明した際には、影響する全ての年金について再裁定の要否を確認するよう徹底しました。	1名	未払い	508,818
266			本部	旧社会保険業務センター	2009年 1月29日	2015年 1月6日	○改定処理時の確認作業の際に、船員保険に係る再裁定処理において必要な被保険者種別の訂正処理を漏らしたことにより年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正及び返納の処理を行いました。 ●現在は年金額試算時の記録を使用することにより被保険者種別の訂正を不要としたことで、同様事案発生の未然防止に努めています。	1名	過払い	22,523

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
	年金の支払額 や支払時期等 の誤り	確認・決定誤り	奈良	奈良	2014年 3月11日	2014年 11月12日	○お客様から問合せがあり、裁定原簿の確認不足により、雇用保険と年金の調整に必要な支給停止事由該当届の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届を受け付けし、早期に支払を行うことで了承を得ました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定原簿等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	151,241
268			福岡	小倉北	1990年 1月1日	2013年 10月28日	○機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金の受給 権発生日以降に厚生年金加入記録がある受給者について、退職 改定時の処理漏れや加入記録の一部が年金額に反映していない ことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部や機構本 部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行	1名	未払い	321,500
269			千葉	市川	1986年 4月1日	2014年 7月11日	い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	52,066
270		説明誤り	愛知	豊橋	2009年 9月15日	2015年 3月5日	○お客様から問合せがあり、共済組合加入期間確認通知書の確認不足により、本来合算対象期間とすべき退職一時金が支給された期間を、老齢基礎年金の対象として年金額を試算し説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●担当部署において、共済組合加入期間の聴取や確認を徹底するよう周知しました。	1名	_	0
271			奈良	奈良	2014年 6月2日	2014年 12月9日	○お客様から問合せがあり、旧法共済組合の退職年金の受給者であることの確認不足により、本来合算対象期間とすべき共済加入期間を、老齢基礎年金の対象として年金額を試算し説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、複数回にわたり説明しましたが理解が得られませんでした。 ●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
272			奈良	奈良	2013年 4月5日	2014年 8月11日	○お客様からの問合せがあり、委託社会保険労務士が、年金記録等の確認不足により年金の支払見込額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上複数回にわたる説明を行ったが、理解を得られませんでした。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	_	0
273			沖縄	那覇	2014年 4月24日	2014年 5月19日	○お客様からの問合せがあり、雇用保険と年金の調整について、確認不足により年金の支給停止期間を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において研修を行い、雇用保険と年金の調整の取扱について確認を徹底しました。	1名	_	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
274	年金の支払額 や支払時期等 の誤り	確認・決定誤り	愛知	瀬戸	1986年 4月1日	2014年 2月13日	○機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金の退職 改定処理において、標準報酬月額や被保険者種別の登録誤りに より、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構	1名	未払い	20,152
275			愛媛	今治	1989年 7月20日	2014年 3月28日	本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において朝礼等で周知を行	1名	未払い	333,211
276			愛知	瀬戸	1986年 4月1日	2014年 4月4日	いました。	1名	未払い	132,555
277			愛知	大曽根	1988年 2月20日	2014年 5月19日		1名	未払い	4,722
278	年金の支払い保 留処理の誤り	入力誤り	本部	機構本部(支払部)	2014年 8月27日	2014年 10月15日	○お客様からの問合せがあり、年金の再裁定時や障害年金の所得調査時に支払の保留を行ったものの、再裁定後や審査後に保留解除処理が行われなかったことから、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を一行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。	1名	未払い	388,783
279		確認・決定誤り	長野	事務センター	2014年 8月22日	2014年 11月26日	■担当部署において、支払保留を行う際にはその後の進捗状況 等を確認し、解除漏れがないよう周知徹底しました。	1名	未払い	277,066
280	年金給付関係 書類の処理漏 れ	未処理·処理遅延	滋賀	事務センター	2011年 3月2日	2011年 6月9日	〇機構本部からの連絡又は担当部署における保管書類の確認 や内部監査により、再裁定申出書の勧奨漏れや再裁定処理票や 年金受給選択申出書、支給停止事由該当届の機構本部への進	12名	未払い	1,205,305
281			東京	荒川	1985年 5月1日	2014年 1月15日	達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、勧奨漏れの届について -受け付けました。機構本部へ進達し、正しい年金の支払が完了し	8名	未払い	656,725
282			富山	高岡	1989年 11月30日	2014年 6月30日	たことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理や進捗管理を徹底するよう周一知しました。	1名	未払い	390,801
283			香川	事務センター	2008年 7月31日	2014年 8月7日	MC&C/20	1名	未払い	292,384
284			福島	事務センター	2012年 6月17日	2014年 6月16日	○ブロック本部から遺族年金の不支給決定に対する再審査請求について連絡があり、遺族年金請求書を確認したところ、未支給年金請求書が未処理のまま添付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再審査請求の結果により、お客様から取下げ申出があったため請求書を返戻しました。 ●担当部署において未支給請求書の処理手順について説明し、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	_	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
285	年金給付関係 書類の処理漏 れ	受付時の書類管理誤 り 	長野	松本	2014年 4月22日	2014年 6月10日	○届書の受付進捗管理システムへの登録状況を確認したところ、窓口に提出された支払機関変更届を未処理のまま別の書類とともに綴っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、次回の定期支払から変更となることで了承を得ました。 ●担当部署において、書類の管理と受付進捗管理システムによる進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	_	0
286		未処理·処理遅延	香川	事務センター	2014年 9月19日	2014年 11月28日	○届書の受付進捗管理システムへの登録状況を確認したところ、未処理の支払機関変更届について入力済みの表示がなかったのにもかかわらず、処理が完了したものと判断し保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、次回の定期支払から変更となることで了承を得ました。 ●担当部署において書類を明確に分類し、受付進捗管理システムを利用した届書の点検を徹底するよう周知しました。	4名	_	0
287	年金関係書類 の送付誤り	誤送付·誤送信	埼玉	川越	2015年 1月28日	2015年 1月28日	○年金相談事跡を確認したところ、お客様に公的年金等の源泉 徴収票を交付する際に、裁定原簿等の確認不足から対象の年金 が2つあると判断し別人の源泉徴収票も合わせて交付していたこ とが判明しました。 ●担当者が客様にお詫びの上説明し、誤って交付した書類を 回収しました。 ●交付をお待ちであったお客様にお詫びの上説明し了承を得まし た。源泉徴収票をあらためて作成し交付しました。 ●担当部署において、番号カードの導入等により交付手順の見直 しを行い、マニュアルの遵守を周知徹底しました。	1名	_	0
288			東京	青梅	2015年 2月3日	2015年 2月4日	○お客様から連絡があり、基礎年金番号が不明なお客様の公的年金等の源泉徴収票を交付する際に、住所の確認不足や複数人でのチェックを漏らしたことから、別人の基礎年金番号をお客様のものと誤認し源泉徴収票を作成し交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい源泉徴収票を交付しました。誤って交付した源泉徴収票を回収しました ●誤って交付した源泉徴収票作成時に使用した基礎年金番号の持ち主に対して、担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、受付時の住所等による本人確認や作成時における複数人でのチェックを徹底するよう周知しました。	2名	_	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
289	年金の手続や 添付書類等の 誤り	説明誤り	福井	敦賀	2015年 1月8日	2015年 1月9日	○お客様から問合せがあり、年金の手続きに必要な添付書類に 係る取扱いの確認不足から、審査に不要な戸籍謄本を提出させ ていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●担当部署において、相談・受付時の添付書類についてマニュア ル等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	_	0
290	年金の振込先 金融機関に係る 誤り	入力誤り	香川	事務センター	2014年 4月24日	2014年 6月30日	○お客様から問合せがあり、年金の振込先金融機関の預金種別の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を 行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。	1名	未払い	128,800
291			岡山	岡山広域 事務センター	2014年 7月8日	2014年 10月16日	一●担当部署において、受付・審査時の点検及び入力処理後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	173,316
292	年金の振込先 金融機関に係る 誤り		滋賀	事務センター	2014年 11月20日	2015年 1月23日	〇お客様からの問合せや機構本部からの連絡により、入力委託 業者が入力処理票への金融機関コードの記載や口座番号の入力 を誤ったことがあり、中間では、大きなの振込先金融機関を正しく登録していな	1名	未払い	74,332
293		入力誤り 	大阪	事務センター	2014年 10月17日	2014年 12月22日	ーかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を 行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 -●委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	未払い	201,399
294			静岡	事務センター	2014年 12月4日	2015年 2月19日		1名	未払い	193,473
295	住所変更処理の誤り	確認・決定誤り	山形	米沢	2011年 8月9日	2014年 5月1日	○お客様から問合せがあり、基礎年金番号が不明なお客様の住所変更届を受付する際に、年金記録の確認不足から、別人の基礎年金番号をお客様のものと誤認し住所変更の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、住所変更処理を行いました。 ●住所変更手続きの際に誤って使用した基礎年金番号の持ち主に対しては、担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。住所の訂正を行いました。 ●担当部署において、受付時に年金記録等による本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	ı	0
296	年金記録の統 合等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2014年 1月9日	2014年 3月25日	○機構本部から連絡があり、年金記録に別人記録を混在させたことで、受給資格を満たしていないのにもかかわらず老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●新たな記録が判明したことで返納は生じないものの、担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。ブロック本部に取扱いを協議し訂正を行いました。 ●担当部署において、年金記録の本人への確認等を徹底するよう周知しました。	1名	_	0

事務処理遅延等のブロック本部における公表一覧

整理 番号	件名	誤り区分	ブロック本部	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象∙対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
297	年金請求書や 諸変更理理 で いて	未処理·処理遅延	南関東	神奈川	横浜中藤沢神奈川事務センター	2008年 2月29日 ~ 2014年 9月24日	2015年 1月28日	○お客様からの問合せがあり調査した結果、年金記録照会申出書や年金請求書、諸変更届等について、担当職員1名が各年金事務所等で不適切な書類管理をしていたため進捗管理が適切にできていなかったことにより、事務処理遅延が発生していた事実が判明しました。 ●事務処理遅延となっていた227件全てについてお客様にお詫びの上説明しました。必要な事務処理が終了したものが195件、現在処理を進めているものが17件、残り15件についてはお客様に書類の提出をお願いするなど、対応を進めてまいります。 ●受け付けた全ての届書等を受付進捗管理システムに確実に登録し、管理職員による進捗管理を徹底することとしました。また届書等に係る事務処理の進捗管理を徹底するため、未完結書類の管理については処理状態ごとに区分した保管箱を担当部署ごとに設置し保管することにより徹底することとしました。	:	整理中	整理中

[※]お客様に相当の影響を与える恐れのある事務処理遅延等について、事務処理の完了を待たずに、個別報道発表案件として影響のある地域においても公表しました。

日本年金機構の平成27年3月分のシステム事故等一覧

整理 番号	件名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	農林共済年金受給者の配偶者に対する振替加算の未払い	2011年3月9日	2012年6月19日	○農林共済年金受給者の配偶者の振替加算開始の要否を確認するためのリストに、本来、出力されるべき対象者が出力されていなかったため、振替加算開始処理が行われず、振替加算の未払いが生じていることが判明しました。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、正しい年金の支払いがされたことを確認しました。 ●振替加算開始の要否を確認するためのリスト出力に係る仕様につきまして、システム改修を実施しました。 ●システム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしています。	98名	未払い	1,483,000
2	厚年被保険者記録の種別 変更に係る被保険者月数の 減少に伴う未払い	2007年3月15日	2013年1月11日	○老齢基礎年金受給者について、厚生年金被保険者記録の種別変更を実施したところ、被保険者月数に変更がないにもかかわらず、月数が減少し老齢基礎年金額が減額となっていることが判明しました。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、正しい年金の支払いがされたことを確認しました。 ●誤って月数が減少し老齢基礎年金額が減額となる事象に係る仕様につきまして、システム改修を実施しました。 ●システム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしています。	5名	未払い	17,192
3	支払機関変更届提出契機 による支払保留解除が行わ れないことに伴う未払い	2009年6月15日	2013年2月1日	 ○年金支払が三期連続で振込不能となった場合に支払保留としており、支払機関変更の届出を契機に支払保留を解除していますが、支払保留額が時効該当となった場合に支払保留を解除せず、未払いが生じていることが判明しました。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、正しい年金の支払いがされたことを確認しました。 ●支払機関変更の届出を契機に支払保留を解除する仕様につきまして、システム改修を実施しました。 ●システム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしています。 	2名	未払い	3,933,697
4	年金額の改定経緯の誤収 録に伴う加給年金の未払い	2003年4月15日	2013年4月23日	○子1人目の18歳年度末到達による加給年金消滅を契機による年金額計算処理において、年金額の改定経緯の誤収録に伴い、子2人目の加給年金も誤って消滅となっていることが判明しました。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、正しい年金の支払いがされたことを確認しました。 ●年金額の改定経緯の収録に係る仕様につきまして、システム改修を実施しました。 ●システム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしています。	1名	未払い	686,496

日本年金機構の平成27年3月分のシステム事故等一覧

整理 番号	件名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
5	「住民票コードの収録に関するお知らせ」の作成漏れ	2011年11月1日	2012年9月6日	○「住民票コードの収録に関するお知らせ」について、在職老齢年金を受給中の一部のお客様への通知作成が漏れていることが判明しました。 ●該当するお客様に通知を作成し送付しました。 ●「住民票コードの収録に関するお知らせ」の作成もれがないように、システム改修を実施しました。 ●システム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしています。	2015名	-	0
	平成23年4月の年金額改 定処理誤り	2011年6月15日		 ○平成23年4月の年金額改定において、老齢厚生年金の繰下げ加算額誤りにより、過払いが生じていることが判明しました。 ●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知を送付し、過払い金額の返納にかかる処理が完了したことを確認しました。 ●今後は確認作業を徹底することにより再発防止を図ることとしております。 	19名	過払い	112,480
	支給額変更通知書の送付 誤り	2008年6月10日	 	○農林共済年金等を受給中のお客様に、改定通知書と同じ内容であるため送付する必要のない支給額変更通知書が誤って送付されていることが判明しました。 ●支給額変更通知書を誤って作成しないように、システム改修を実施しました。 ●今後は確認作業を徹底することにより再発防止を図ることとしております。	4522名	-	0